

令和6年7月10日

現場代理人の常駐義務緩和の取扱いについて

練馬区が発注する工事における、現場代理人の常駐を要しない期間および複数現場での兼任について、要件をお知らせします。

現場代理人の常駐を要しない期間について

次のいずれかに該当する場合は、工事現場への常駐は必要としません。ただし、携帯電話等により常時、発注者と連絡が取れる体制を整えていただく必要があります。

常駐を要しない期間については、工事主管課と十分調整をしてください。

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資器材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ 工事請負契約約款第19条第1項または第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ 練馬区が週休2日に取り組むことを指定する工事において、現場代理人が4週8休を確保するための休日を取得する期間
- オ 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

現場代理人の兼任について

【兼任に当たって】

現場代理人の兼任申請は、契約後に行っていただきます。申請が認められなかった場合には、現場代理人等の再配置が必要となってきます（配置できない場合には、契約解除等の措置が取られる場合があります）。

入札時点から、要件等を十分確認の上、配置予定を立てていただくよう、お願いいたします。

(1) 要件

①受注した工事について、次のすべてに該当する場合は、受注者は、合計で2件まで現場代理人の兼任ができます。

- ア 工事が練馬区発注の工事であること

イ それぞれの工事が単価契約の工事、または契約金額 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満の工事であること。

※「契約金額」であることに注意をしてください。予定価格ではありません。

ウ 兼任する工事現場が同一の市区町村内であること。

エ 発注者と常に携帯電話等で連絡が取れること。

オ 発注者が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

カ 練馬区以外が発注する工事と兼任しないこと

② 下記の工事については、①の要件に該当しない場合でも現場代理人を兼任することができます。

ア 専任を必要とする主任技術者の兼任が認められた工事

イ 同一あるいは別々の発注者が発注する、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）について、これら複数の工事を1件の工事とみなして、同一の主任技術者または監理技術者が当該複数工事全体を管理することが認められた場合。

（2）兼任ができない場合

次のいずれかに該当するときは、要件を満たしていたとしても、兼任をすることができません。

① すでに従事している工事において、現場代理人の常駐を求められているとき

② 兼任をすることが不相当と発注者が認めるとき

（3）手続き

① 兼任を希望する場合は、要件を満たしていることを確認したうえで、契約決定後、現場代理人兼任申請書（様式1）を、兼任する工事のそれぞれの工事主管課に提出してください。

なお、それぞれの工事の工程表及び緊急連絡体制表等をあわせて提出してください。

※現場代理人兼任申請書（様式1）は、練馬区ホームページ→「契約・入札情報」→「法律と制度」→「現場代理人の常駐緩和について」からダウンロードしてください。

② 工事主管課において、現場代理人の兼任の要件を満たさないと判断した場合には、現場代理人等の再配置が必要となってきます（配置できない場合には、契約解除等の措置が取られる場合があります）。

- ③ 「すでに従事している工事において、現場代理人の常駐を求められているとき」、「兼任をすることが不適当と発注者が認めるとき」は、要件を満たしていたとしても、兼任ができません。別の方を現場代理人として配置する必要がありますので、十分注意してください。

(4) 契約変更時の取扱い

現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、契約金額が、4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となった場合でも、引き続き現場代理人を兼任することができます。

(5) 兼任の取り消し

兼任に係る工事について、受注者の安全管理の不徹底に起因する事故の発生その他現場体制の不備が生じると認める場合、または書類に虚偽の記載があった場合は、当該兼任を取り消すことがあります。

兼任取り消し後、他の者を現場代理人に配置することができない等の理由により、直ちに是正がなされない場合は、当該契約の解除、指名停止および工事成績評定への反映等の措置を取る場合がありますので、兼任する場合には、十分注意してください。

(6) 現場代理人の責務

現場代理人を兼任する場合、施工に当たり、特に工事現場の安全管理、住民対応等に配慮するとともに、監督員と常に連絡が取れる体制を確保する必要があります。

(担当)

練馬区総務部経理用地課契約係
電話 03-5984-2832

現場代理人の常駐緩和に関するQ&A

現場代理人の常駐を要しない期間について

- Q 常駐を要しない期間について、経理用地課に書類を提出する必要はありますか？
- A 経理用地課には提出の必要はありません。工事主管課との間で調整を行ってください。
- Q 当該工事について、週休2日を指定しているかどうかはどのように確認したらよいでしょうか？また、週休2日指定工事において、「週休2日促進工事」、「週休2日交代制工事」のどちらが適用されるかはどのように確認したらよいでしょうか？
- A 週休2日を適用する工事においては、入札を実施する際の公告書、公表書に週休2日工事である旨を記載しております。また、「週休2日促進工事」、「週休2日交代制工事」のどちらを適用するかは、各案件の特記仕様書に記載しておりますので、ご確認ください。

現場代理人の兼任について

- Q 従事中の工事は、契約金額 4000 万円未満（建築一式工事の場合 8000 万未満）の工事、または単価契約の工事ですが、主任技術者の専任を求められています。また、この工事では、主任技術者が現場代理人を兼ねて従事しています。
- このような場合、他の工事の現場代理人を兼任することはできるでしょうか？
- A 主任技術者が専任を求められている工事で、主任技術者と現場代理人を同一人で配置している場合には、他の工事現場代理人となることはできません。
- ただし、お知らせ本文の「現場代理人の兼任について（1）要件 ② ア 専任を必要とする主任技術者の兼任が認められた工事」の場合には、兼任することが可能となります。
- Q 従事中の工事は、契約金額 4000 万円（建築一式工事の場合 8000 万円）以上の工事です。この場合は、これから兼任を希望する工事が、契約金額 4000 万円未満（建築一式工事の場合 8000 万未満）であれば、現場代理人の兼任はできますか？
- A 現場代理人の兼任要件としては、二つの工事がともに、契約金額 4000 万円（建築工事の場合 8000 万円）未満である必要がありますので、兼任は認められません。
- ただし、お知らせ本文の「現場代理人の兼任について（1）要件 ②」に当たる場合には、例外的に兼任することが可能となります。
- Q 「（1）要件 ② イ 同一あるいは別々の発注者が発注する、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の

対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）について、これら複数の工事を1件の工事とみなして、同一の主任技術者または監理技術者が当該複数工事全体を管理することが認められた場合、に該当する場合」とは、どの様な場合が想定されますか？

A 想定事例としては、学校で校舎の大規模な改修工事を行っている際、当初予定されていなかった体育館の改修が必要となり、改修工事を施工している事業者と体育館改修工事を随意契約することとしたケースで、かつこの二つの工事を、同一の技術者で管理することが適当と、区が認めた場合などが考えられます。

適用は案件ごとに個別に判断することになりますので、工事主管課とご相談ください。

Q 練馬区以外の機関が発注した工事を履行中です。その工事で、現場代理人の専任は求められていない場合、練馬区発注の工事で、現場代理人の兼任は認められますか？

A 現場代理人の兼任は、練馬区発注工事内での兼任を認めるものとなっていますので、練馬区以外の機関が発注した工事との兼任は認められません。

Q 兼任要件に、「兼任する工事現場が同一市区町村内であること」とありますが、どのようなことでしょうか？

A 2つの工事現場が練馬区内にある場合や、現場が校外にある施設（軽井沢町、上田市、南房総市、下田市など）において2つの工事を同時期に受注した場合となります。1つの現場が練馬区内、もう一つの現場が練馬区外という場合は兼任要件には該当しません。

Q 当該工事について、現場代理人の常駐を求められているかどうかはどのように確認したらよいでしょうか？

A 従事中の工事については、工事主管課の監督員にご確認ください。

これから兼任を希望する工事については、入札時の公告書をご確認ください。

ただし、常駐を求められていなくとも、契約後に、工事主管課で兼任が不相当と判断した場合には、兼任が認められない場合もありますので、十分注意してください。